

原発事故

これからどうなる？
原発事故の損害賠償問題

賠償説明会



なんでも相談会

開催日

平成23年8月1日（月）

（午後1時30分 受付開始）

時間

午後2時～午後5時すぎ頃

（終了後 避難者同士の懇親会も予定しています）

説明会終了後、弁護士による大阪府下に避難されている方を対象とした、「なんでも相談会」を実施します。今後の原発対応や生活の立て直しや不安の解消のためにぜひともご参加ください！

会場

大阪弁護士会館 10階会議室

参加費

無料 ご予約も不要です。当日、直接ご来館ください。

当日のプログラム

避難者の方の情報提供

原発賠償説明会（ビデオ）

被災記録ノートの書き方

なんでも相談会

詳しくは、裏面をご覧ください。

お問合せ

06-6364-1248

平日（月曜日～金曜日）午前9時15分～午後8時

主催

大阪弁護士会
災害復興支援委員会

福島第1, 第2原子力発電所の事故によって、福島県内は広範囲に渡って様々な損害を受けています。

いまだ収束の目処も立たず、どこまで損害が拡大するか全く予測ができませんが、今後、東京電力及び国による本格的な損害賠償が実施される場合に備えて、どのような損害が賠償の対象となるのかについて情報を収集し、その一方で自分の被った損害についてその内容、程度を記録し、これを証明する資料を整理しておくことが重要です。そこで、今回、原発事故による損害賠償についての正確な情報の提供及び避難者の皆さまの損害の整理の一助とするために、下記のとおり説明会と何でも相談会を実施することとなりました。

原発以外の様々な相談もできますので、福島県外の方もぜひお越し下さい！！

内容

1 浪江町の方からのお話
富岡町の方から大阪の暮らしの情報提供

2 原発事故損害賠償手続きの流れの説明(ビデオ)
どのような損害についてどのような手続きで賠償が受けられるのか、しっかり情報収集しましょう。

3 原子力災害被災者・記録ノート配布および記載方法の説明
今後の賠償に向けて、事実関係や資料の整理をしておくことが重要です。弁護士会では、整理用のノートを作成しました。このノートを活用して今から準備をしましょう。

4 なんでも相談会
原発の問題に限らず、大阪での避難生活の不安なこと、被災者支援制度の活用や気になっていること、なんでもご相談ください。

会場案内 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館



【交通手段】
・京阪中之島線「なにわ橋駅」出口(1)から徒歩約5分
・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1番出口から徒歩約10分
・地下鉄・京阪本線「北浜駅」26号階段から徒歩約7分
・JR東西線「北新地駅」徒歩約15分

大阪弁護士会では、避難者を対象とした無料法律相談を実施しております。

電話法律相談

0120-062-545

平日(月曜日～金曜日) 午後1時～午後4時

弁護士が対応します

面談法律
相談予約

06-6364-1248

平日(月曜日～金曜日) 午前9時15分～午後8時(法テラス指定相談場所)

予約受付 窓口